

コンプライアンス、リスク管理

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、運営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

コンプライアンス

JICAは、日本のODAを一元的に実施する機関として、法令やルールの順守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えることが重要です。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員やODA事業の関係者を対象とする規程やガイドラインなどを設けています。なかでも、独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程においては、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報といった各種制度や、コンプライアンス委員会の設置について定めています。また、JICAの関連事業で贈収賄などの

不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口などによる不正腐敗防止にも取り組んでいます。

リスク管理

中期計画などの組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクへの対応体制を確保のうえ、事業の確実な実施を目的にリスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、各リスクへの取り組みを審議・検討することによって組織的な対応を強化しています。

2020年度の活動

コンプライアンスについては、不正腐敗情報相談窓口や内部通報・外部通報受付窓口を運用するとともに、職員や関係者向けに、コンプライアンス意識の醸成と不正の再発防止強化を促進するためのセミナー・研修を実施。また、近年、国際的に対策強化が求められている「性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント」防止に向けて内部規程などを整備し、性的搾取・虐待がセクシャルハラスメント同様、禁止である旨を明記しました。

リスク管理委員会では、各部署でのリスク自己点検結果の確認に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い増大したリスクの傾向を分析し、その対策などを取りまとめ、組織内での周知を図りました。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款など)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を

組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定、モニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

1. 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しを行っています。

2. 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、または価値の毀損の危険性の度合に応じて区分する取り組みで、信用リスク管理の手段であるとともに償却・引当を適時適切に実施するために必要です。JICAは一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程などを整備して資産自己査定を実施しており、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

3. 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護については関係する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、コロナ禍において、在宅勤務の機会が増加したことなどに伴い、新しいシステム基盤の整備を進めていることから、これらのシステム基盤を安全に使用するため、情報セキュリティ対策の強化、関連する内部規程の改正などを行っています。

個人情報保護については、「独立行政法人等の保有す

る個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（2018年10月総務省行政管理局通知）や欧州連合（EU）が2018年5月に施行した「一般データ保護規則（GDPR）」を踏まえ、個人情報保護ハンドブックの改訂、GDPRのEU代理人の選定などを行いました。

情報セキュリティ・個人情報保護の重要性が一層高まるなか、役職員等向けの訓練・研修や、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム（CSIRT）の体制強化など、運用面の強化にも取り組んでいます。

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで、組織・業務・財務に関する情報、その評価・監査に関する情報、

調達・契約に関する情報、関連法人に関する情報などを公開しています。

組織・業務運営の改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に取り組んでいます。2020年度の具体的な取り組みは、以下のとおりです。

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

SDGsの達成に向けたJICA内の責任体制を明確化し、国内外の多様なアクターとの連携と各課題における成果の最大化を促進するため、課題担当部署を再編しました。また、JICAが派遣する専門家やコンサルタントなどの派遣手続、制度と運用の集約化・合理化を図るべく、調達・派遣業務部を新設しました【→P.78を参照ください】。そのほか、新型コロナウイルス感染症対策協力推進室、STI・DX室*を新設しました。

業務運営の効率化、適正化

JICAは、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向け、固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直し、調達の合理化・適正化を推進しています。

2020年度の主な取り組みとして、調達業務のDX化推進のため、プロポーザルの電子授受の導入と電子入札の試行導入を行いました。

* Science, Technology and Innovation（科学技術イノベーション）、Digital Transformation（DX）の略。